

4 番 通告1番、4番議員、曾根田徹です。

通告にしたがいまして、以下の2点について質問いたします。

まず、1点目に育英奨学金について、町の奨学金はより早期で、高等学校、高等専門学校、専修学校または大学に在学するものが貸付けを受けることができる。返還は、貸付金の据置期間は修業年限が満了する日に属する日から1年とし、変換期間は10年以内としている。近年は雇用や、低賃金の問題で格差が大きく貧困者の生活は厳しいものである中、3月の議会で返還に関する相談を受けて、分割する人、返還厳しい人は支払期間を延長するなど対応してもらい、貸し付けを受けている人は返済を守っている。全国的に見ても、将来を担う学生の環境を整えることが行政の役割であるにもかかわらず、学校を卒業しても就職ができない、賃金が安い、非正規雇用等で先が見えないなど不安が多く十分な対応ができていない、卒業後返済困難者であり、奨学金制度を利用する人にとって期待されている返済不要、給付型奨学金創設の無償化を国が検討していたが、見送られることになったのは非常に残念である。町は返済困難者に対してどのように対処を考えているのか伺う。

2点目は、雇用問題について伺います。神奈川県は最低賃金は10月から930円に引き上げられるとされている。町の時給は平均より高くしているが、扶養控除以内の範囲で勤務している人は勤務日・時間等の削減が余儀なくされるなり、改正に伴うことで業務条件に合わないなど厳しい状況も予想されるが、町の見解は。また、町への業務を行うに当たり、安定した人材確保はとても重要な課題と考えるが非常勤等職員からの正規雇用の考えはあるのか伺う。

以上、登壇での質問といたします。

議 長 答弁願います。

町 長 通告1番、曾根田議員の育英奨学金について、雇用問題について、というような二つの質問をいただいているわけですが、ヨーロッパで奨学金制度というのは、日本のだとかアメリカの奨学制度と大きく違いまして、どちらかと、基本的には学費は国が出すというようなことだと思います。いろいろそういう点では地方でいるんな自治体によって日本の国が方法が異なっておるわけだと思います。私はこの辺のところはきちとした統一した国家のやるべきことではなからうかなと思いますし、福祉の水準も国家がきちとしたベースをつくる必要がありますし、地方の道を選挙のたびに自分の金じゃなくて税金だからと言ってばらまいて、そしてその、そこにありを引き寄せるような、こんなことが私は対策につながらないんじゃないかなと思います。

奨学金、アメリカも大学等へ行く場合は、奨学金を借りたり、場合によってはローンを借りて学校へ行く。親から授業料をもらうなんていうことは考えられない国でありますし、兵役に行つて兵役でお金をため込んで大学へ進学する。というのがアメリカのスタイルであります。そういう点においてどれだけ国家が、また国民が税負担を国家にできるかというようなことじゃなかろうかと。日本やアメリカのように消費税も8%になる。消費税が8%でこんなに借金大国になって大きな問題を抱えているのもこの辺のところから私は将来の子育て支援等を考える必要があるんじゃないかなというように考えるところでございます。もっと本当に学ぶ意欲のある人が経済的な手助けを心配しなくても学べるようなそういうような国家にすることが重要じゃなかろうかなと思っております。町の対応はというようなことでございますもんで、議員のおっしゃるとおり、町の育英奨学金の貸付けにつきましては大井町育英奨学金条例第2条において対象者と無利息である旨を規定しておりまして、返還の方法については、同条例施行規則第8条において、卒業後1年たつてから返還が開始されるものであり、返還期間は10年以内としております。まず、本人からの返済が滞つた場合は、手順といたしまして、御本人に連絡をして状況を確認し、その上で返済ができない状況であるということであれば、申請時に提出していただいている誓約書に記載された独立の生計を営む成年者による連帯保証人2名の方から御返済をいただくということになりますもので、これは一つのルールとしてきちっとしておかなければならないわけでございますし、当然町民の皆さん方の貴重な税金を原資にしておるところでございます。そういう点において水道料金でも同じですし、税金でも同じですし、公営住宅の住宅事情においても同じじゃなかろうかなと思います。その辺のところは返す見込みのなきものは、借りるということは経済の原則から言つてもきちっとすべきだというようなことであります。そのような条例に規定するように、進学したとき心身の故障、その他の理由により貸付金の返還が困難になつたと認められるときなど、返還猶予措置に該当する場合には、当該事情が継続している間は返還猶予することというような状況にあるわけでございます。その上で、第8条に規定しているとおおり、貸し付けを受けた本人が死亡した場合、心身の故障その他特別の理由により貸付金の返還が困難になり、回復の見込みがないと認める場合などは債務を免除するというようなことになっておるわけでございます。

このように、貸付金の返還については、順をおって返還猶予を含めた中で対応しており、返還の免除については相応の理由をもって実施することとしております。

近年、修業後になかなか就職することができない、就職はしても返済するだけの余裕がないという方も全国的には増加している傾向にあると考えているわけですが、本町においては貸し付け終了後に返済計画を提出してもらい個々の状況に合わせて月々の返済額を決定しているものでございます。

加えて、それでも計画通りに返済が難しいという状況になった場合は月々の返済額を減額することや、返済方法の相談をとるなどの処置をとっており、場合によっては10年以内の返済期間を延長する必要があるんじゃないかと考えておるところでございます。

今後、返済困難者がふえていくことになれば、さらなる対策を講じる必要があると思いますが、返済するための状況が厳しいという中でも少額ずつでも返済を継続していただいている方も多くいらっしゃるわけですが、一概に免除するという点については公平性の観点からも疑問が残るものです。

いずれにいたしましても、返済が難しいという方については、まず御連絡いただき返済計画に無理がないかなどを相談する必要があり、その上で状況を勘案しながら対処したいと考えておるところでございます。

また、今後、国の動向もございしますが、返済不要型や給付型の奨学金についても検討をする必要があるというふうに考えております。

冒頭申し上げましたように、国にも6人に一人ぐらいが貧困でいわゆる修学ができないというような状況もあるというようなことでございます。これは私は、町がやるべきことよりも消費税等のきちっとした税制改革をした中で税をあげても修学者に対して奨学金の貸付制度にするのか、それとも無償返還なき奨学金にするのか、この辺のところは国家がきちっとしてやるべき対応じゃないかなと思いますし、今日本が問題なのは消費税の増税を先延ばしにして喜んでいる国民が大勢いるということが我が国の大きな問題じゃないかなというふうに考えておるところでございます。

2番目の雇用問題についてでございますが、扶養に関する御質問については、国の税制度にかかわる問題であり、また控除以内の範囲で勤務するかどうかは、町民の方々が個別に判断することであるため、町として見解は申し上げられませんが、国の動向といたしましても扶養等を今後どうするかというようなことを、また103万円とか140万円以内だと

かというような、その数字の額についても今後、今議論をしているというようなことでございますので、町としてはこの辺のところは立ち入ることができないわけでございますので、国もそんな議論が進められているところでございます。

そんな中で、非常勤職員から正規雇用の考えはとのことでございますが、町の職員採用に関する御質問じゃなかろうかと思えるものでございますが、町の職員は地方公務員法における採用の方法は、競争試験または選考に限られております。したがって、誰であろうと町の正規職員になるためには、町が行ういわゆる枠内の志願者の中から採用試験に合格していただければならないわけでございます。町としましても、いろんな意味で臨時雇用職員等採用して抱えておって、業務を遂行しているわけでございますが、この辺についてもさらに雇用する側が働いてもらう人たちの気持ちなり、働く人たちの意欲が出るような雇用関係を結ぶ必要があるというのは私の持論であります。なかなか町のいろんな規定の中で難しいなということが事実でもあるわけです。

以上を答弁とさせていただきます。

4 番 では、再質問に移らせていただきます。

先ほど借りられる学生たちから、いろいろ話を聞いて毎月の返済について計画していくと聞きました。学生たち、その人たちはこれから社会に出るにあたって給料、長い間どのくらいもらえるかというのがまだまだわからないということ。ましてや、先ほど出たように貧困の中で非常に苦勞しながら返済していくんではないかというのは、この奨学金だけじゃなく教育ローンも親が組みながらですけども、返済していかなきゃいけません。そんな中で今、ちょっとお聞きしたいのは毎月の返済額、これ大体平均でもよろしいんですが、幾らぐらい今返済されているのかお伺いします。

教育総務課長 平均ということで、毎年毎年人も入れかわったりしますので、かなり額上下ございます。その中で下は数千円から上は例えばの話、毎月借りた額ということで、程度を御返済されている方が多いということでございます。以上でございます。

4 番 毎月数千円から2万円ということですけども、毎月の収入の中で、やりくりするというのはとても大変なことでありますし、また、この町の場合残金、要は利息がつきませんもので、残金を全額返すような形なっていくと思いますが、確か今貸し付けてる元金というのは3月の議会のときに26名ほどいて、4,000万円。そのうちの未収返還額というのが約1,800万あると言われていました。このお金自体の流れとしましては、今

借りている方たちが税金を戻して、そのお金をもとにまた運営していくようなイメージになるんですけども、元金を少しでも減らせて、また学生たちが全額、先ほど町長も言っていましたけども、将来学んで社会に出て、ましてやまた大井町で頑張ってもらいたい意味でも少しでも元金を減らすという考えで何かしらの手を考えたことがあるのか、例えば入学金とかそういったのを、貸し付ける形でこの奨学金のお金を少しでも減らして、学業に専念できるような考えをもったことがあるのかについてお伺いします。

教育総務課長 恐らく元金をというものは要は負担が少なくなるようにということによるのかと思うんですが、先の議会において細田議員から御質問いただいて育英奨学金についてということで、町長からもお答えをさせていただきます。

ですから、その中で、例えば入学金あたりがかなり負担になるということもあるので、そういうことも今後考えていかなければならないということで確か御答弁をしていると思いますので、そういう意味合いで給付を含めた中でも今後検討しているということで考えております。以上でございます。

4 番 今後検討していくということなんですけども、例えば今年度それを対応していくのか、議論していくのか、または来年度なのか。

国の給付金のほうがしっかりしてくれればそういったことを考える必要はないと思うんですが、その辺まだはっきり国ができていないので、いつごろ検討されるのか。早目に実際この学生たちが厳しい、先ほど6人に1人というところがありますので、少しでも早いほうがいいと思います。そういったところでは、本当、今、委ねたことがいつやられるのかお伺いします。

教育総務課長 これ先般の議会でお答えしているように、これは早急にとということで、検討自体は今年度から入っていく必要があるというように考えてございます。

今町長から御答弁申し上げましたように、国の動向も見ながらというところがありまして、国がまだ今ちょっと定まりきれないという状況がございますので、このあたりをよく見ながらということで、検討については今年度も検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

4 番 検討していくということなんで、早目にいい結果が出てくればいいと思いますが、もう1つその中で大井町、確か月の額が2万円以内っていう貸し付けになっています。

で、先ほど親が教育ローンを組みながらまた奨学金を使って少しでも学費に充てるような形をしていますが、この2万円なんですけども、教育ローンというのは利子がつきます。親の負担にもなってくると思いますが、そういったことで考えたら大井町は無利息でやっている。で、そういうところで少しでも毎月の金額を上げる計画。今まで2万円だったところを例えば5,000円でも1万円でも上げて、少しでも学業に専念できるような考えをもったことがあるから、またこれからそういったのを先ほど検討あるといいますけど、その中で検討されていかれるかどうかお伺いします。

教育総務課長 先ほど申しあげましたように、検討という中には給付型の検討もありますし、あとは増額の検討、あるいは先ほどちょっと申しあげましたように10年後どうするかというような問題も出てまいりますので、含めて検討ということでお答えさせていただいております。

町長 奨学金について、いろいろ奨学金を使われる方は幅広いわけでありませう。高校生から大学生までですかね、今のところ町でやっているのは。

これからは、いろんな国が技術大国になっていくようになりますので、世界で貢献できるような人を育てるのであれば、高校生も確かに必要かもしれませんが、専門学校だとかなんとか特化することに抜いても、大学から大学院あたりを重点にやっていく必要があるのかってということも考える必要があるんじゃないかと。大学生というのは、言ってみれば、小遣い程度でありますし、本当に勉強するのであれば、この前も答弁しましたように、1番の問題は入学が決まったことによって奨学金がもらえるってような制度の奨学金が圧倒的に多いんですね。そういう点において、1番経済的に困窮してらっしゃる方ほど、まとまった入学金が1番ハードルが高いんですね。ですから、このところをどうするかというようなことを考えなければならないことかなというように思います。

今、日本の国が言っていることは、2%消費税を上げれば、今の8%から10%じゃないですよ。教育費として2%上乘せすれば、学費も賄えるぐらいの学生数になっているというようなことなんですね。

私は、だから消費税は福祉の充実のためにも、そんな特定品目を除くだとかなんとかじゃなくてきちっと上げるべきで、15%ぐらいにして、国家として教育福祉は国が全て全国平等にやるというようなことなんですね。私は必要じゃなかろうかなというように見解をしております。

ですから、町も考えなければならないのは、どういうふうな貸し付けの仕方をするかということじゃなかろうか。2万円という金額が高校生

とか専門学校生を対象にした奨学金じゃなかろうかなと思いますし、大学生を対象にするには、月々小遣いをまず5万円ぐらい必要なのかわかりませんが、3万円必要なのかわかりませんが、どのぐらい必要かわかりませんが、授業に要り様だとか、入学金だとかそういうようなものに要するものを対応できるような考え方をしていかなければ、奨学金の意味が私はないんじゃないかなというように考えておりました、今後、町がそういうことができるのかどうか。

そして、利用される方にもきちっと入学の意志についてどういうふうな考え方、将来についてどういう考え方をもっているのかと、きちっとレポートを出してもらって、経済的な理由だけではなくして、向学の考え方、学ぶ考え方、そして問題なのは、最近かえって大学を出た人のほうがニートになっちゃってるんですね。こういうふうな問題がありますもんで、安易に貸し付けることもできませんし、こういうことをきちっとし、毎年レポート提出、そして優秀な卒論を書いた人には免除するとかね。将来きちっと大井町にずっと住み続けている間は免除しておこうとか、そういうふうな1つそんなことも考えた中で、いろんな作業の中で制度を変えていく必要があるというような私自身は認識をもっています。

4 番 今、国のほうが（反訳不能）しますので、ちょっとお聞きしますが、町として例えば国がこの給付金についてやってくれないかというように、町のほうから要望を出したことがあるかどうかですね。国のほうに。

今言ったように、学生のことを考えられるのであれば、1市5町だけじゃなく西部のほう全体でもいいと思うんですけど、そういう中で、まとまって国のほうに少しでも早急にやるような話をされたことがあるのかお伺いします。

町 長 この交付金につきましては、全国の町村会サイドで扱ったことはあります。しかしながら、これが1市5町とかそんなことじゃなくして、日本の国は人を育てなければならない。資源がない国家でありますから、私は人材育成というのは国家の大綱じゃなかろうかなと思いますし、明治になって外国人がモースなんか入ってきてびっくりしたっていうのは、小さな体で猿みたいな、それで顔が黄色で貧相な格好をしているけど、この人たちは字が読むことができるということで、識字率の高さで外国から来た人たちが驚いたというような国家なんですよ。

ですから、教育というのは大事じゃなかろうかなというように思いますし、そういう点においては、きちっとした教育をしていただけるような制度をしていかなければならないわけでございまして、町がこういう

ような制度をもっていること自体が、私は国家が余りにも情けないんじゃないかなろうかなと思いますし、日本はアメリカナイズされて今日まできた中で、どちらかという税金は低めに抑えられて社会保障だとかなんとか、そういうものについては高度経済成長の企業の責任によって賄ってきたところがあるんですね。

こうやって低成長の時代になってきたら、私たち国民がきちっと負担するものは負担して、そして次の国家を支える人材育成をしていく。こういう考え方を私たちはしなければならぬ。しかしながら、たった2%の消費税も上げられないような、また上げなかったことを喜ぶような国民ではこんなことを国ができるわけがない。

4 番 時間があれなんで、もう1つ聞きます。こちら大井町は、2名の連帯保証人という方をつけています。

ほかのところでは連帯保証人ではなく保証人で1名というところが多いんですけども、この大井町はなぜ連帯保証人を2名にしているのか。

また、返済計画をちゃんと聞いているってことになれば、そこまで厳しくなく、保証人でもいいと思うんですが、その点についてお伺いします。

町 長 保証人と連帯保証人とで格差が大きくあるわけでございまして、これは責任をとっていただくには連帯保証人でなければ何ら意味がないというようなことで、町営住宅においてもきちっとした生計を持つ、そして能力のある方に連帯保証人になっていただく。

これが経済的な社会の責任でもありますし、そういうことはきちっとすることが、私も公営な税金を運用させてもらったり、扱っているわけでございますので、その責任はきちっととっていただくためにも連帯保証人というような形を取らせていただいている。これは間違いがないことじゃなろうかと自負しております。

4 番 今なぜ2名かっていう点でも1名でもいいんじゃないかなと思ったんで、その辺がちょっと抜けていたのであれですけども。

では、雇用のところについて最後お伺いしますが、先ほど試験を通過して職員になっていくってことがありましたけど、実際、町のほう定数今満たしていません。で、そういったことについて今後定数をふやしていくようにしていくのかどうかお伺いします。

町 長 今定数を減らした中で、いわゆる将来の財政的なものを含めて仕事に取り組んで参りました。

しかしながら、ここに来まして国の地方創生だとか、新たな未病いやしの里センターまず、陣容が足りないというのが実情にあるわけでござ



います。議会の皆さん方からも人口対策に、またそういうような対応の中で室を設けたらどうかというようなことをございます。それすらもままならないというような1つの施設をつくれば、必要にそれなりに、少なくとも3名ぐらいはやらなくてならないというようなことで、大井町の将来財政状況も見ながら人員の確保と、少ない人間でも能力をきちっと発揮してもらってやっていけるような体制をつくりたいとそんな考えをもっています。

議

長 以上で、4番議員、曾根田徹君の一般質問を終わります。